

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第14回）

- 日 時 令和4年5月10日 午前10時30分～午前10時59分
午前11時40分～午前11時43分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、福田正雄議会総務課長、
長島ひろみ議事グループリーダー

○委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。

今回も引き続き政治倫理基準違反の行為の存否について審査を進めてまいります。

本日は違反行為が存在したのかについての議論を行いますが、まずは皆さんのお考えを伺っていきたく思います。これまで行った聴取や提出を求めた資料なども参考にいただきまして、藤田議員の行為に政治理論基準への違反があったと考えられるか、順に各委員からご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 政治倫理違反の存否について。

政治倫理審査会について請求者からの請求要求は、昨年3月10日の都市厚生常任委員会での陳情に対して、1点目は、陳情を強く抑制するような発言をされ、心的なショックを受け通院している。市民の代表とは言えない行動だと思いますという内容。2点目に、当該議員の発言の中で教育長を擁護するような発言があり不信感を抱いたところ、多方面から当該議員と教育長は以前から大変懇意にしているとの声を多数聞き、さらに不信感を深めたという内容でした。この2点が政治倫理条例の第4条第1号及び第5条に抵触するという内容で提出されました。

これまで13回の審査会が進められ、陳情者や当該議員の意見をお聞きしました。

陳情審査の過程で当該議員の委員長が委員として発言をしました。その発言の冒頭、陳情書を見て、誤解があるみたいだと発言が始まり、現在、議事録削除になっている部分もありますが、GIGAスクールについてLAN工事に関する内容やリーフレットについて、また教育長の内容について、陳情審査の中で委員長の発言は、陳情者には大きな声で恐怖心を与える威圧的なものになりました。

「市民に開かれた、市民のための議会」を目指している三浦市議会は、今まで丁寧に陳情を扱ってきていると思います。請求者も説明していたとおり、陳情というのは市民の権利、ある意味、唯一政治に参加していける権利。それを当該議員は陳情内容に誤解があるとし、具体的に項目を挙げて、誤解を解くためだったという発言には問題があると思います。誤解を解くためであったにしても請求者——市民に対し、陳情を抑制する意図ある発言ではないといっても、威圧的な発言や行政側の立場に立っていると思わざるを得ない発言。陳情は困ったことや、こうしてほしいことがあるときに実情や心情を述べ議会などに要望を訴える手段であり、陳情の内容を否定するものではなく、陳情者の思いを考え、そのまま受け止めるべきであったと思います。

このことは議員としての、または委員長としての自覚の欠如であり、行き過ぎた行為であったと思います。不穏当発言として削除されていますが、発言したのは事実です。このことは不適切な発言であり、結果的に市民である陳情者が威圧的な発言として受け止めたこと、市民の陳情をする権利を抑制する発言であり問題があると思います。そのほかにも、執行機関を擁護していると疑惑を持たれた発言をしていることも問題であります。

また、5回、6回の審査会でも、「誤解が生じた点だけを、誤解を解くために質疑させていただいた」と発言されていましたが、議事録削除になっていますが請求者の名誉を棄損するといった嘆願書が提出されていました。9回の審査会では、当該議員が請求者に対して誤解を解くための発言と説明されていましたが、当該議員が調査不足、教育委員会が説明不足だったということで、陳情者が誤解をしていたことにはならなかったことが分かりました。

審査中も、発言の撤回はしていますが陳情書処理規程違反だったような発言によって名誉を損なわれたと思われた行為、状況はともあれ、改めて謝罪ができていないこと。また、4月に提出された嘆願書では、第13回の審査会で、三浦市議会議員政治倫理条例施行規程第8条で当該議員に意見を述べる機会を与えるという内容での発言について、陳情の際、思いがけず恐怖心を感じさせてしまったという当該議員の発言について、「思いがけず」は事前にそのような事態を全く予期することができなかつた様子を意味します。12回に及ぶ政治倫理審査会を開催し、調査してきました。請求者が威圧的な発言をされ体調を崩していると説明が何度もされていました。審査を通し、思いがけずという発言は、請求者に対し謝罪の気持ちが欠けている表現と私は感じました。

以上のことにより、陳情の際、陳情者に対し威圧的な、恐怖心を与える発言、審査中の発言の削除などありますが、政治倫理条例第4条第1号「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に抵触すると私は思います。

また、次に義援金シャツについては、平成23年度から始まり、当初、三浦市職員厚生会と三浦市商店街連合会の協働で取り組まれ、翌年から三浦商工会議所が加わり義援シャツ販売実行委員会を組織し、取組が10年続きました。三浦市職員厚生会は市役所に勤務する常勤の職員が会員と

なり、会員のための福利厚生のための事業を行う任意団体であります。実行委員会の構成団体の一つであり、人事課が事務局を担い、義援金シャツの申込み等の事務に携わっていたが、販売に公費は充てられてはいない、事務に関わっていたが当該議員のお店との連携は一切ないと人事課が説明しました。

学校支援協議会についても、学校支援協議会は任意団体であり、構成メンバーは保護者2名、校長、教頭、職員1名の5名。Tシャツ販売の領収書について学校名が記載されていましたが、処理として適切ではなかったが公費は充てられていない、運営に当たって市費、公費の使用は一切ないと教育委員会から説明されました。

第5条に関しては問題ないと思いますが、今回のように請求者から疑問を抱かれてしまったことは事実です。議員である立場として、市民から誤解を招く行為になってしまったと私は思います。

以上です。

○委員 それでは、存否についてであります。

東日本大震災復興義援金付ポロシャツや三崎小学校創立150周年記念Tシャツについては、職員厚生会を担当する職員や記念Tシャツに関する教育委員会職員の政治倫理審査会での答弁や説明を聞く限り、法的な問題はないと感じております。しかし、市民の立場からすれば、市議会議員が長い間この問題に関わっていたということがどのように映るのか、真剣に考えなければならぬと思います。市議会議員として政治に関わりを持つということは襟を正すことが重要であり、政治倫理条例制定の発端となったと言っても過言ではありません。

陳情者に対する謝罪についてであります。藤田議員が陳情者の発言を威圧的な言動で抑え込んだとされたのは昨年の3月議会の都市厚生常任委員会で、既に1年が経過しているにもかかわらず、ご本人に対して謝罪はいまだされておられません。ご本人が藤田議員に会える状態ではないという現実に向き合い、誠心誠意謝罪をしたいという姿勢が見えない限り、実現しないのではないのでしょうか。謝罪に飾る言葉は必要ありません。心から反省しているのなら、おのずと反省の弁は生まれるのではないかと思います。藤田議員は相手の方に会えないなどと釈明されておりますが、藤田議員の謝罪をしたいという気持ちが伝わっていないのではないかと。代理人を通じてという指摘も以前からあったが、これも実現していないところであります。藤田議員の発言で心が傷つき、長期間の治療、診療を余儀なくされたのは現在も続いております。誠心誠意、市民の方と向き合っていただきたいと思っております。

今回の審査についてであります。三浦市議会は過去、陳情書や陳情された団体や個人に対し、丁寧に対応し、十分理解を得ていただけるよう努めてきたという長い伝統があります。今後、同じような過ちがないよう我々も初心に立ち返りまして、開かれた議会、市民のための議会という議会基本条例に掲げた理念を実践していきたいと思っております。

学校教育ビジョンについては、当初の案が発表されてから、市民説明会のあり方や周知方法な

どをチェック機関として議会が様々な角度から検証してまいりました。しかし、あえて苦言を呈するならば、藤田議員は陳情書の審査の際、市側の立場での発言を繰り返されました。我々は行政側の代理人であってはなりません。いかなる理由があろうとも、市側の立場で論ずるのではなく、相対する立場で市民の側から発言しなければならない。そのような意味からも、藤田議員の発言は決して容認されるものではございません。

その後、都市厚生常任委員会で藤田議員は、陳情者の誤解を解くための発言だったと釈明されましたが、GIGAスクール、教育ビジョンリーフレット問題で、自らの調査不足を理由に発言の一部を取り消しました。この経過からすれば、陳情者の発言や指摘が正しく、藤田議員が誤解をしていたということになる。明らかに違った発言だったと思います。

そもそも、陳情は困ったことがあったときなど、実情や心情を述べ、議会に要望を訴える手段であります。陳情者は市民であり、市民が威圧的な発言と受け止められたことは、市民の陳情をする権利を抑制、妨害する発言であり、大きな問題だと思えます。

冒頭申し上げたとおり、東日本大震災復興義援金付ポロシャツ、三崎小学校創立150周年記念Tシャツに関し、主体的な立場だった三浦市商店街連合会や三崎小学校支援協議会の取組は大いに評価されるべきではありますが、議員が長期間関わったことで市民が疑念を持たれたのは事実であります。

以上のことを考えますと、藤田議員の一連の行為は三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号に定められた、「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に該当すると考えております。

藤田議員は、人にやさしく、活力と賑わいのあるまちに再生するため、ひとりの「声」と「心」を大切にすることを掲げ、ヒューマニズムに訴える政治を目指してこられたはずであり、この信念に立ちまして政治活動を繰り広げられた結果、市民から支持され、選挙では圧倒的な得票数で当選されてきました。今こそ、この原点に立ち返っていただきたいと思えます。

以上です。

○委員 存否について。

令和3年3月10日に開かれた都市厚生常任委員会での質疑において、藤田委員長が陳情者に対しての発言に端を発しました。その後、陳情者からの政治倫理調査請求を受けて、藤田議員に対する政治倫理審査会が開かれました。調査請求には三崎小学校のTシャツと義援金ポロシャツについての調査請求も加わり、これまでに開かれた13回の審査会では様々な角度からいろいろと検証が行われました。

当日は、私も委員として委員会に同席しておりましたが、藤田委員長の陳情者に対する発言は、質疑の中で行われたものであると認識しております。

謝罪に関しては、藤田議員は翌週に再度、都市厚生常任委員会を開き、公の場で謝罪と議事録

の修正を行い、・[発言取消により削除]・。請求者の方から個人的な謝罪がないとのご指摘がありました件については、その後、請求者の方の体調が優れず通院をされているなどの理由があったことを考慮した結果、行えなかったとのこと。藤田議員は自分の口から直接、誠心誠意、請求者の方に謝罪をしたい考えであったようです。請求者の方に、なかなか藤田議員の思いが伝えられなかったということでは、もう少し配慮が必要だったのではと思います。

以上のことから、私は第4条第1号には当たらないと思います。

三崎小学校のTシャツと義援金ポロシャツについては、公的な部分での金銭の授受はなく問題はないとの答弁でした。また、市の請負ではないということもはっきりしましたので、第5条にも当たらないと思います。

以上です。

○委員 初めに、政治倫理基準違反行為の存否についてですけれども、私は、政治倫理条例第4条第1号の規定に違反した行為があったと考えます。

次に、今回の経過なんですけど、皆さんも言われましたけれど令和3年3月10日都市厚生常任委員会で、三浦市学校教育ビジョンの白紙撤回についての陳情書の質疑の際に、藤田議員は陳情者に対して恐怖心を与えるような威圧的な口調で、資料によりますと、改めていただきたい、正しい発言じゃない、控えていただきたいという趣旨の発言をし、陳情を抑制しました。6月2日に陳情者から三浦市議会議員政治倫理調査請求書が提出され、6月18日に政治倫理審査会が設置されています。6月25日には、全会一致で調査請求が適正であると認めました。そして、政治倫理基準違反の存否について判断するために、調査請求者と藤田議員から聴取を行いました。また、三小Tシャツと復興ポロシャツについても参考人から聴取を行い、今までに13回審査会を行い、今日が14回目です。

3点目は、政治倫理審査会で明らかになったことです。調査請求者は藤田議員の発言により精神的ショックを受け、精神科を受診しました。医師から仕事を休むように指示され、仕事だけでなく、家事、あらゆる面で影響が出たと説明がありました。そして、現在も通院をしています。藤田議員は、調査請求者が体調を崩した原因は自身の発言であると認めています。

また、藤田議員は当初、調査請求者が陳情書処理規程に違反しているかのような発言をしていましたが、そのような事実はなく、後日撤回をしました。そして、3月10日の委員会で藤田議員は、調査請求者の誤解を解くために発言をしたと自身の発言を正当化していましたが、その後、調査請求者の誤解ではなく、自身の調査不足であったと謝罪し、自身の発言を正当化しようとした根拠すらなくなってしまいました。最終的には藤田議員は、自分に非がある、調査請求者には非がないと認めざるを得なくなりました。

さらに藤田議員は、調査請求者に対してこの間、直接的には何の謝罪もしていないこと、また自身からは連絡すら取っていないことが明らかになりました。

三小Tシャツと復興ポロシャツですが、それぞれの契約の当事者はファッション&ギフト マ

リー代表 藤田 昇——藤田議員だということが明らかになりました。また、三小Tシャツでは、赤字にもかかわらず受注をしていたこともありました。

最後に、違反行為の存否についての判断です。1点目は、調査請求者に対して恐怖心を与えるような威圧的な口調での発言です。藤田議員の発言で調査請求者が体調を崩し、現在も通院しています。また、政治倫理審査会において繰り返し言い訳をする態度は、三浦市議会議員政治倫理条例第2条第2項に規定されている「自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにする」に反していると言えます。そして審査会の場面では、調査請求者に対して申し訳ありませんと言っているにも関わらず、直接的に謝罪をしていないばかりか、連絡も取らないということは本心からのおわびではないと考えられます。これらを総合的に判断すると、まぎれもなく市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう行為だと言えます。

2点目は、藤田議員が契約当事者の三崎小学校Tシャツと復興ポロシャツについてです。三小Tシャツについては調査請求書に、教育長が校長だったときに契約をしている、教育長に関する発言を控えろというような発言までして叱責のような態度を取ることとの関連を疑ってしまう、市民に疑心を起こさせるような行為だとあり、疑惑を持たれています。また、赤字にもかかわらず受注をしたことは、公職選挙法に規定されている寄附の禁止に抵触するおそれがあると考えられます。

復興ポロシャツについては、調査請求書に、公共性の強い機関と議員との間にいろいろなつながりがあることを連想させる行為だと考え、市民に不信感を抱かせるものだと疑惑を持たれています。

これらのことは、その職務に関して不正の疑惑を持たれた行為だと言えます。よって、政治倫理条例第4条第1号の「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」という規定に違反していると判断します。

以上です。

○委員 今回の調査請求は、政治倫理条例の第4条第1号と第5条に抵触しているのではないかとこのことで提出されていますので、その点について調査をしてまいりました。

初めに、第5条についてですが、第5条では「議員、議員の配偶者又は2親等以内の親族若しくは同居の親族が役員又は出資をしている法人等は、市が行う請負その他の契約については、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないよう努めなければならない」と規定されています。

今回、藤田議員が代表を務めるマリーさんが義援シャツや三崎小Tシャツの受注先となっていました。発注元である義援シャツ販売実行委員会や三浦市立三崎小学校 学校支援協議会は任意団体であるため、市との契約には該当せず、第5条には抵触しないと判断します。しかし、両団体とも公的色合いの強い団体であることから、余計な誤解を招かないためにも自重するのが賢

明だったのではないかと考えています。

続いて、第4条第1号についてです。こちらには「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」と定められています。

昨年3月10日の陳情審査において藤田議員は、自分の調査不足を棚に上げ、あるいはご自身が誤解していたにもかかわらず陳情者が誤解していると決めつけた上で、陳情者に対し威圧的な発言を行っています。また、その発言を原因として陳情者は体調を崩してしまいました。品位ある議員のすることではないと思います。そして、藤田議員が審査会当初から一貫して相手に対して謝罪したい意思があると述べていることは、ご自身で品位を欠く行為があったということを認めているからこそそのことだと私は受け止めています。

したがって、第4条第1号については違反行為があったのではないかと考えています。

以上です。

○副委員長 では、存否について発言させていただきます。

昨年3月10日に行われました都市厚生常任委員会での藤田議員の陳情者に対する発言については、あくまでも質疑の中での出来事であり意見を述べたものと認識しております。しかし、藤田議員が発言した結果、陳情者の方は恐怖心を覚えたということでした。私は、藤田議員の発言を控室で傍聴しておりました。また、政治倫理審査会の委員として後日、発言の録音データを聞きましたが、あくまでも質疑をしている内容であったと感じております。

このことについて藤田議員は、一度閉じた都市厚生常任委員会を再度開催し、公の場で謝罪を行い、議事録の訂正なども行っています。さらには、審議会の中で幾度も謝罪をし、発言の撤回等をしてきました。議員という立場で、公の場で謝罪を行ったということを重く受け止めております。先ほども申し上げましたが、あくまでも質疑の中での話であり、第4条第1号にある、品位と名誉を損なうような行為はなかったと考えております。

次に、三崎小学校Tシャツ、商工会議所の義援ポロシャツについてですが、審査を進めていく中で幾つかの不備があったことが判明しました。これについて、市側関係者の出席を求め答弁していただきましたところ、問題がないという答弁でしたので、三浦市議会議員政治倫理条例第5条にある市からの請負には該当しないことが明らかになりました。

以上、藤田議員は謝罪をしていますが、陳情者が藤田議員の発言に対し、質疑の中のことでありましたが、威圧的態度を取られたと感じさせてしまったこと、これまで審査してきた内容を総合的に判断した結果、何らかの反省を示していただく必要があると考えております。

また、長きにわたる三浦市議会議員政治倫理審査会の審査について、市民の方からご意見を頂くなど、疑問の声が届いていることをここで申し上げておきます。

最後に、審査会の中でも一貫して調査請求者への謝罪を行うことを藤田議員より何度も聞いておりますので、謝罪を行っていただくとともに、今後の再発防止に努めていただきたいと思います。

す。

以上が私の考えです。

○委員長　ただいま皆さんからのご意見を伺いました。その後の進め方について協議をいたしますので、暫時休憩いたします。

○委員長　再開いたします。

まず、委員から発言の申出がありましたので、許可いたします。

○委員　先ほどの私の存否の発言の中で誤りがありましたので、撤回をお願いいたします。委員長職に関する発言は誤りのため、撤回をお願いいたします。

以上です。

○委員長　ただいま申出がありました件については、後ほど記録を調査の上、取消しの措置を講ずることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり） それでは、ただいまのとおりとさせていただきます。

次に、休憩前の各委員からの発言に対しまして質疑等がありましたらお願いいたします。

○委員　副委員長の発言ですけれども、これはあくまでも質疑でありということで違反ではないということをおっしゃっておいりました。ですけれども、第11回の副委員長の発言の最後のところでありますけれども、「ほかの委員もおっしゃっていましたが、疑いを持たれてしまったことは事実でありますので、今後は慎重な姿勢で取り組んでいただきたい」という発言をされております。そうなりますとこれは、疑いを持たれるということは第4条第1号に抵触するというところに……、はっきりとここで発言されておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副委員長　今おっしゃられたように、11回の22ページの私の発言と本日の発言にそごがありましたので、第4条第1号については違反があったものと修正をさせていただきたいと思えます。申し訳ありません。

○委員長　よろしいですか。

○委員　はい。

○委員長　他に。（「なし」の声あり） 他になければ、本日の審査はここまでといたします。

各委員におかれましては、皆さんから述べられた意見を踏まえて検討していただきまして、今後の開催で審査会としての結論をまとめてまいりたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

次回の開催日時については、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
